４　第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、ＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、ＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合は、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

５　ＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が新工担規則別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及びＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が新工担規則別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

２　総務大臣又は指定試験機関は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目の試験を行うことができるものとする。

３　この省令の施行の際現に旧工担規則第八条の規定により旧工担規則第七条第二号又は第五号に掲げる試験科目の試験を免除される者は、当該試験科目の試験が免除される期間において、申請により、当該試験科目の試験が免除されたＡＩ第二種又はＤＤ第二種の試験を受けることができるものとする。

４　この省令の施行の際現に旧工担規則第九条から第十一条までの規定及び工事担任者規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第七十八号）附則第二条第四項の規定により旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目の試験の免除を受けることのできる者は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、申請により、当該試験科目の試験が免除されたＡＩ第二種又はＤＤ第二種の試験を受けることができるものとする。

５　この省令の施行の際現に旧工担規則第十七条に基づく認定を受けている学校等は、新工担規則第十七条の規定により認定を受けたものとみなす。

６　この省令の施行の際現に旧工担規則第二十五条第七号の規定により講師として総務大臣が適当と認めている者は、その者が従事するものとして現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができるものとする。

７　この省令の施行の際現に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程であって、その種別がＡＩ第二種及びＤＤ第二種以外のものについては、新工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けているものとみなし、当該養成課程が終了するまでの間に限り、当該認定の効力を有するものとする。

８　前項の場合において、旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程の種別がＡＩ第一種のものは第一級アナログ通信と、ＡＩ第三種のものは第二級アナログ通信と、ＤＤ第一種のものは第一級デジタル通信と、ＤＤ第三種のものは第二級デジタル通信と、ＡＩ・ＤＤ総合種のものは総合通信とする。

９　この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程（ＡＩ第二種及びＤＤ第二種の養成課程に限る。）を修了した者は、その養成課程を修了した日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

10　総務大臣は、第一項の規定により試験科目の試験の免除を受けて試験に合格した者から新工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があったときは、合格した試験の種類に応じた種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

11　第三項及び第四項の規定による試験に合格した者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

12　総務大臣は、第三項及び第四項の規定による試験に合格した者並びに第九項の規定による養成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があったときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

13　この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七条各項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請（ＡＩ第二種及びＤＤ第二種の工事担任者資格者証の交付の申請を除く。）を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新工担規則第三十七条第一項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。

14　アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならないものとする。

15　総務大臣は、前二項の申請があったときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

16　この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により工事担任者資格者証の交付を受けている者が新工担規則第五条に規定する試験を受けようとするときは、申請により、次の表の区別に従って、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

交付を受けている工事担任者資格者証の種類	受験する種類	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続に関する法規
ＡＩ第二種	第一級アナログ通信	○	
	第一級デジタル通信	○	
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	
ＤＤ第二種	第一級アナログ通信	○	
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	
	総合通信	○	
アナログ第一種	第一級アナログ通信	○	○
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	○
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	（注２）○
アナログ第二種	第一級アナログ通信	○	
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	